

元気回復助成金交付要領

1 目 的

この要領は、地方職員共済組合沖縄県支部長（以下「支部長」という。）が組合員（任意継続組合員を除く）の元気回復及び健康増進並びに親睦を図ることを目的とした元気回復事業に助成するため、必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象事業・経費・事業数

助成の対象とする事業は、次のとおりとする。

- ①実 施 主 体： 所属所又は課単位（以下「所属所等」という。）
- ②事 業 内 容： 各種運動競技大会、スポーツ大会及び健康増進に資する健康講演会（セミナー等）。
- ③助 成 対 象 経 費： 元気回復事業の実施に要する体育館・運動場等の会場使用料、保険料、スポーツ大会への参加料、元気回復事業で使用する用具代、消耗品代及び健康講演会等実施に係る講師派遣料とする（食料品、それを調理するための器具、飲料に付随するものおよび賞品（景品）代は、対象外）。
- ④助成対象事業数： 1 所属所等につき 1 事業（当該事業が複数日にわたり実施される場合には、実施日中いずれか 1 日）とする。ただし、交代制勤務の所属所等については 2 事業まで認める。

3 助成額

元気回復事業の実施に伴う経費の一部を予算の範囲内で助成する。助成金額は所属所等单位で実施する元気回復事業に参加した組合員 1 人あたり 1, 0 0 0 円（年額）を限度とし、元気回復事業に係る支出のうち、支部長が認めた上記 2 ③の助成対象経費を助成金額として交付する。

4 助成対象期間

助成期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 30 日までとする。

5 助成金交付申請書等の提出

助成金の交付を受けようとする所属所等の長は、元気回復事業助成金交付申請書（第 1 号様式）、領収書（原本）、参加者名簿（任意様式）及び通帳の写しを、元気回復事業実施日の属する日の翌月末日までに支部長へ提出するものとする。ただし、3 月実施分は実施後速やかに提出するものとし、3 月 31 日を提出期限とする。

6 助成金の交付

- ① 支部長は、助成金交付申請書等を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは、地方職員共済組合沖縄県支部給付金等支払規程（平成 24 年 4 月 2 日地共沖規程第 1 号）第 2 条第 3 項の規定により、助成金交付申請書に記載の受取金融機関口座（郵便局以外の金融機関）に振り込むものとする。
- ② 助成金の振込は、助成金交付申請書を受理した月の翌月の末日までに振り込むものとする。

7 雑則

この要領のほか、元気回復助成金の交付に関し必要な事項は、支部長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。